

平成28年5月27日（金）
午後3時
本庁2階 第1会議室

教育委員会定例会

議案書

傍聴人
閲覧用

退席時はご返却願います。

報告事項

- 報告第19号 平成28年度寝屋川市教育委員会事務局人事について
- 報告第20号 職員の分限処分について
- 報告第21号 市長からの意見聴取について
- 報告第22号 懲戒処分に関する内申について

議決事項

- 議案第18号 寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則について
- 議案第19号 職員の復職について
- 議案第20号 教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について
- 議案第21号 寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則について
- 議案第22号 寝屋川市社会教育委員の委嘱について
- 議案第23号 「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表及び「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定について

署名委員

村田委員長
藤田委員

4月・5月教育委員会一般事務報告

(4月27日～5月27日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
5	6	金	校長役員会	5月校長会案件について	教育研修センター
			市民体育大会ゲートボールの部	大会	友呂岐緑地
8	日	市民体育大会ソフトボールの部	大会	大阪府立大学 工業高等専門学校	大阪府立大学 工業高等専門学校
			市民体育大会グラウンド・ゴルフの部	大会	打上川治水緑地
		市民体育大会柔道の部	大会	市民体育館	市民体育館
		市民体育大会卓球の部	大会	市民体育館	市民体育館
10		火	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
11	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター	教育研修センター
		中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター	教育研修センター
13		金	市指定文化財特別公開	菅原神社本殿の公開 (～5／16(月))	菅原神社(池田中町)
17		火	平成28年度教育研究員 委嘱状交付式	委嘱状の交付	教育研修センター
18	水	5月市議会臨時会(第1日)	付議事件即決、役員改選	市議会議場	市議会議場
		中学校英語村	英語村事業の実施	東北コミュニティセンター	東北コミュニティセンター
19	木	5月市議会臨時会(第2日)	役員改選	市議会議場	市議会議場
		北河内地区総合体育大会総合開会式	式典	ラポールひらかた	ラポールひらかた
20		金	小学校英語村	英語村事業の実施(桜小学校)	教育研修センター
22	日	市民体育大会インディアカの部	大会	池の里市民交流センター	池の里市民交流センター
		市民体育大会バレーボールの部	大会	市民体育館	市民体育館
24		火	小学校英語村	英語村事業の実施(和光小学校)	教育研修センター
25		水	中学校英語村	英語村事業の実施	東コミュニティセンター
26	木	平成28年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会	定期総会	アヴィーナ大阪	アヴィーナ大阪
		小学校英語村	英語村事業の実施(南小学校)	教育研修センター	教育研修センター

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
5	27	金	学校訪問		
			教育委員懇話会		教育長室
			教育委員会 5月定例会		本庁 2階第1会議室
			小学校英語村	英語村事業の実施（池田小学校）	教育研修センター

5月・6月教育委員会行事計画書

(5月28日～6月30日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
5	28	土	市政感謝会		アルカスホール
			市民体育大会陸上競技の部	大会	寝屋川公園
			市民たそがれコンサート	ジャズコンサート	京阪電車寝屋川市駅前
29	日		小学校運動会	運動会	堀溝小学校
			市民体育大会軟式野球の部兼市長杯大会	大会	南寝屋川公園 その他
			市民体育大会少林寺拳法の部	大会	市民体育館
30	月		校長役員会	6月校長会の案件について	教育研修センター
31	火		小学校英語村	英語村事業の実施(三井小学校)	教育研修センター
6	1	水	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	2	木	小学校英語村	英語村事業の実施(成美小学校)	教育研修センター
	3	金	校長会 平成28年度 第1回社会教育委員会議	教育委員会各課から連絡 ・委嘱状交付式 1.議長の選出 2.副議長の選出 3.平成28年度社会教育委員の活動予定について 4.その他	教育研修センター 議会棟第1委員会室
4	土		中学校体育祭(5校)	体育大会	第一、第二、第三、第四、第九 各中学校
5	日		小学校運動会(13校)	運動会	東、北、第五、明和、中央、木屋、木田、神田、田井、点野、楠根、梅が丘、石津 各小学校
			市民体育大会ソフトテニスの部	大会	寝屋川公園
6	月		小学校英語村	英語村事業の実施(南小学校)	教育研修センター
8	水		中学校英語村	英語村事業の実施	南コミュニティセンター
9	木		小学校英語村	英語村事業の実施(和光小学校)	教育研修センター
15	水		6月市議会定例会(第1日)	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
			中学校英語村	英語村事業の実施	南コミュニティセンター

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
6	16	木	文教常任委員会	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟第2委員会室
17	金	学校訪問			
		教育委員懇話会			教育長室
		教育委員会6月定例会			本庁第一会議室
		教頭会	教育委員会各課から連絡		教育研修センター
19	日	北河内地区総合体育大会(第1日) 軟式野球一般の部(寝屋川市担当)、その他	大会		寝屋川公園第2野球場 その他
22	水	6月市議会定例会(第2日)	一般質問		市議会議場
		中学校英語村	英語村事業の実施		教育研修センター
23	木	6月市議会定例会(第3日)	一般質問		市議会議場
		小学校英語村	英語村事業の実施(宇谷小学校)		教育研修センター
24	金	6月市議会定例会(第4日)	一般質問		市議会議場
25	土	平成28年度寝屋川市立小・中学校管理職等候補者選考について	寝屋川市立小・中学校 校長・教頭及び指導主事等候補者の選考		教育研修センター
26	日	北河内地区総合体育大会(第2日) バスケットボールの部(寝屋川市担当)、その他	大会		市民体育館 その他
28	火	6月市議会定例会(第5日)	委員長報告、追加事件即決		市議会議場
		小学校英語村	英語村事業の実施(西小学校)		教育研修センター
29	水	中学校英語村	英語村事業の実施		西南コミュニティセンター
30	木	小学校英語村	英語村事業の実施(池田小学校)		教育研修センター

報告第19号

平成28年度寝屋川市教育委員会事務局人事について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成28年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

平成28年5月1日任用 任期付短時間勤務職員一覧

部	所属	職務名	事業内容	採用年月日	任期	採用区分	任用者
社会教育部	青少年課	児童指導員	留守家庭児童会運営業務	H28.5.1	H28.5.1～H31.3.31	新規	與川 理沙
社会教育部	青少年課	児童指導員	留守家庭児童会運営業務	H28.5.1	H28.5.1～H31.3.31	新規	上野 千絵

報告第20号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成28年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

舌辛 今

寝屋川市教育委員会職員

地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号の規定により
平成 28 年 6 月 13 日まで休職を命ずる

平成 28 年 5 月 14 日

寝屋川市教育委員会

報告第21号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成28年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

専決処分

平成27年度寝屋川市一般会計補正予算(第8号) (教育委員会関係分)

(歳入)

(単位:千円)

款・項・目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
財産収入・ 財産運用収入・ 利子及び配当金	177	45	222	利子収入	45	教育振興基金 利子収入 35
寄附金・ 寄附費・ 教育費寄附金	100	△16	84	教育振興寄附金	△16	文化振興基金 利子収入 10 教育振興寄附金 △16

(歳出)

款・項・目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
				特定財源				
				国府 支出金	地方債	その他		
教育費・ 教育委員会総務 費	580,288	19	580,307	-	-	19	積立金 教育振興基金積立 金 19 [学校教育の充実]	
教育費・ 教育指導費	587,834	0	587,834	△44,638 国庫支出金	-	-	44,638	
教育費・ 中学校給食費	262,646	0	262,646	15,200 府支出金	-	△15,200		
教育費・ 社会教育総務費	361,993	10	362,003	-	-	10	積立金 文化振興基金積立 金 10 [文化の振興]	
教育費・ 社会教育費 成人教育費	30,396	0	30,396	△524 国庫支出金	-	-	524	

(単位:千円)

報告第22号

懲戒処分に関する内申について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成28年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

議案第18号

寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則について

寝屋川市就学援助規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成28年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

処分庁を明確にするため等所要の改正を行うため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則

寝屋川市就学援助規則（昭和61年寝屋川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「寝屋川市の区域内に住所を有する保護者又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第1項の規定により」を削り、同条第2号中「教育委員会」を「教育長」に改める。

第4条第1項及び第3項、第5条、第7条、第8条第3項及び第4項並びに第9条中「教育委員会」を「教育長」に改める。

第10条中「学校教育部長」を「この規則に定める事務を担当する部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寝屋川市就学援助規則の一部改正

改 正 案	現 行
<p>第3条 就学援助を受けることができる者は、 学校若しくは中学校に児童生徒を就学させている保護者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた保護者</p> <p>(受給の申請)</p>	<p>第3条 就学援助を受けることができる者は、<u>寝屋川市の区域内に住所を有する保護者又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条第1項の規定により寝屋川市立の小学校若しくは中学校に児童生徒を就学させている保護者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると<u>教育委員会が認めた保護者</u></p> <p>(受給の申請)</p>
<p>第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、就学援助受給申請書に必要な書類を添付し、<u>教育長</u>に申請しなければならない。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助（以下「教育扶助」という。）を受けている保護者にあつては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の申請は、毎年4月1日から同月30日までに行わなければならぬ。ただし、<u>教育長</u>が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(受給者の認定)</p>	<p>第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、就学援助受給申請書に必要な書類を添付し、<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助（以下「教育扶助」という。）を受けている保護者にあつては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の申請は、毎年4月1日から同月30日までに行わなければならぬ。ただし、<u>教育委員会</u>が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(受給者の認定)</p>
<p>第5条 教育長は、前条第1項の申請があつたときは、これ</p>	<p>第5条 教育委員会は、前条第1項の申請があつたときは、</p>

改 正 案	現 行
を審査の上受給者の認定を行い、その結果を保護者及び学校長に通知する。	これを審査の上受給者の認定を行い、その結果を保護者及び学校長に通知する。
2 教育長は、前項の認定を行うに当たり、必要があると認めるとときは、学校長、民生委員又は福祉事務所長の意見を求めるものとする。 (援助の種類等)	2 教育委員会は、前項の認定を行うに当たり、必要があると認めるとときは、学校長、民生委員又は福祉事務所長の意見を求めるものとする。 (援助の種類等)
第6条 (略) (支給額)	第6条 (略) (支給額)
第7条 就学援助の支給額は、毎年度、教育長が定める。 (支給方法)	第7条 就学援助の支給額は、毎年度、教育委員会が定める。 (支給方法)
第8条 就学援助は、口座振込みの方法により保護者に支給する。	第8条 就学援助は、口座振込みの方法により保護者に支給する。
2 (略)	2 (略)
3 教育長は、受給者が就学援助に係る支給金を他の用途に使用していると認めるととき、又は使用するおそれがあると認められるとときは、第1項に規定する支給方法を、学校長を経て支給する方法その他教育長が適当と認める方法に変更することができる。	3 教育委員会は、受給者が就学援助に係る支給金を他の用途に使用していると認めるととき、又は使用するおそれがあると認められるとときは、第1項に規定する支給方法を、学校長を経て支給する方法その他教育委員会が適当と認める方法に変更することができます。
4 教育長は、前2項の場合においては、学校長に支給することにより、就学援助に係る支給金を、直接、保護者に支払ったことみなすことができる。	4 教育委員会は、前2項の場合においては、学校長に支給することにより、就学援助に係る支給金を、直接、保護者に支払ったことみなすことができる。
5 (略)	5 (略)

改 正 案	現 行
<p>(援助の廃止等)</p> <p>第9条 教育長は、保護者が就学援助を必要としなくなつたとき、又は虚偽その他不正の申請をしたときは、その援助を廃止し、又は別に定めるところによりあらかじめ弁明書の提出又は弁明の機会を与え、その意見を聴いた上で、認定を取り消すことができる。</p> <p>(文書等の様式)</p> <p>第10条 この規則に定める文書等の様式は、この規則に定める事務を担当する部長が定める。</p>	<p>(援助の廃止等)</p> <p>第9条 教育委員会は、保護者が就学援助を必要としなくなつたとき、又は虚偽その他不正の申請をしたときは、その援助を廃止し、又は別に定めるところによりあらかじめ弁明書の提出又は弁明の機会を与えることなく、その意見を聴いた上で、認定を取り消すことができる。</p> <p>(文書等の様式)</p> <p>第10条 この規則に定める文書等の様式は、学校教育部長が定める。</p>

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

議案第19号

職員の復職について

寝屋川市職員の分限に関する条例第3条第2項の規定により、別紙のとおり復職を命じることについて、教育委員会の議決を求める。

平成28年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

舌辛 令

寝屋川市教育委員会職員 [REDACTED]

復職を命ずる

平成 28 年 6 月 1 日

寝屋川市教育委員会

議案第20号

教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施
方針について

別紙のとおり実施方針を定めるに当たり、教育委員会の議決を求める。

平成28年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、平成27年度
教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するた
め。

教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成 20 年 4 月から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととなった。

その評価方法や報告書の様式、議会への報告方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することになっている。

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一部抜粋）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 実施趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育に関する事務の点検・評価を行うものとする。

3 点検・評価の対象

点検評価の対象は、『寝屋川市教育大綱実施計画』の推進体制に基づいて実施した、平成 27 年度の主な事業とし、実施計画の進行管理を意識した取組とする。

4 評価方法

点検・評価に当たっては、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、教育大綱重点取組を構成する具体的な取組内容ごとの取組実績等を分析し、教育大綱重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すこととする。

また、客観性を確保するとともに、指導・助言をいただくため、学識経験者の知見を活用する。

※ 学識経験者：京都産業大学 西川 信廣 教授
大阪国際大学 武島 辰男 教授

5 平成 28 年度のスケジュール（案）

- (1) 5月下旬：教育委員会定例会に実施方針を上程
- (2) 5月下旬：学識経験者（2名）の決定
- (3) 8月中旬：第1回 教育行政事務の点検及び評価に関する会議
- (4) 8月中旬：第2回 教育行政事務の点検及び評価に関する会議
- (5) 9月下旬：教育委員会定例会に報告書を上程
- (6) 10月上旬：市議会に報告書の提出
- (7) 10月下旬：報告書を教育委員会のホームページに掲載

議案第21号

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改 正する規則について

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正するため、
教育委員会の議決を求める。

平成28年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

幼稚園就園奨励費補助制度は、国において幼児教育に係る保護者負担軽減のために設けられている。

国の方針である低所得世帯の保護者負担軽減の拡充を行うため、また、保護者がみなし寡婦（夫）にあたる場合、現行のひとり親世帯と同様に補助金を交付できるようにするため、本規則の一部改正を行う。

議案第22号

寝屋川市社会教育委員の委嘱について

寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市社会教育委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

平成28年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市社会教育委員の任期満了に伴う新委員の委嘱を行うため。

寝屋川市社会教育委員名簿

委員構成	氏 名	備 考
学校教育関係者 (2人)	そま じゅんこ 榎 順子	市立田井小学校長
	おおもり ともきよ 大森 友清	市立第六中学校長
社会教育関係者 (7人)	くさか ようこ 日下 洋子	市立校園PTA協議会書記
	きた たみこ 喜多 多美子	市文化連盟常任理事
	たにがわ よしふみ 谷川 義文	特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟会長
	つじもと よしひで 辻本 嘉秀	市青少年指導員会副会長
	よしかわ いつこ 吉川 逸子	大阪府立中央図書館司書部長
	つのだ さとる 角田 智	フェットエスポアール実行委員会委員長
	かつらぎ ひろや 葛城 裕也	寝屋川市スポーツ推進委員会会长
家庭教育活動者 (2人)	そのだ しげか 園田 茂香	市家庭教育支援連絡会委員
	まなべ やすこ 真鍋 康子	市家庭教育支援連絡会委員
学識経験者 (4人)	つじもと とおる 辻本 通	学識経験者
	せと としお 世戸 俊男	学識経験者
	ふくだ まきお 福田 真規夫	学識経験者
	もりもと ゆき 森本 友紀	学識経験者

※委嘱期間 平成28年6月1日～平成30年5月31日

議案第23号

「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表及び「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定について

「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表及び「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定について、教育委員会の議決を求める。

平成28年5月27日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)」に対する市民の意見のあらましと意見についての教育委員会の考え方を公表するとともに、「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定するため。